

航空機の使用及び搭乗に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第21号）第13条及び航空機の運航に関する訓令（昭和31年防衛庁訓令第34号）第28条の規定に基づき、防衛大学校における滑空機の運航及び搭乗に関する達を次のように定める。

平成23年4月1日

防衛大学校長 五百籬頭 眞

滑空機の運航及び搭乗に関する達

（目的）

第1条 この達は、防衛大学校（以下「大学校」という。）が装備する滑空機の運航及び搭乗（以下「運航等」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 滑空機 大学校が装備し、管理する滑空機をいう。
- (2) 職員等 大学校の職員及び研究科学生（研修生を含む。ただし、自衛隊員に限る。）をいう。
- (3) 航空法技能証明 航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第24条に規定する滑空機の操縦に係る航空従事者技能証明をいう。
- (4) 操縦講習 滑空機の飛行教育に関する達（平成23年防衛大学校達第12号）に規定する滑空機操縦講習及び滑空機操縦教官講習をいう。
- (5) 操縦練習 校友会活動として、法第24条に規定する滑空機の操縦に係る事業用操縦士又は自家用操縦士の資格あるいは法第34条第2項に規定する滑空機の操縦教育に係る操縦教育証明（以下「教育証明」という。）を取得するために滑空機に乗り組んで行う操縦の練習をいう。
- (6) 技量確認 検定操縦士及び教官操縦士の資格に関する達（平成23年防衛大学校達第10号）に基づき指定された教官操縦士（以下「教官操縦士」という。）によるG操縦士の操縦技量の確認をいう。

- (7) 単独飛行 滑空機操縦講習履修者が教官操縦士の監督の下（校友会活動の場合は、法第35条に規定する操縦の練習を行う者が第6条に定める指導員の監督の下）、滑空機に1人で乗り組んで行う飛行をいう。
- (8) 性能確認飛行 滑空機等の取扱いに関する達（平成23年防衛大学校達第8号）第2条に規定する性能確認検査を法第10条の2に規定する耐空検査員の指示の下に実施するために必要な飛行をいう。
- (9) 確認飛行 滑空機の性能及び曳航用ウインチの状況等を確認するための飛行をいう。
- (10) 発航承認 滑空機の発航の計画が必要な要件を満たすものであることを点検し、かつ、操縦者の資格、気象、滑空機その他の条件から安全に飛行することができるかと判断し、当該発航の計画に同意することをいう。

（滑空機の使用）

第3条 滑空機は、次の各号の一に該当する場合に使用することができる。

- (1) 本科学生に対する訓練
 - (2) 操縦講習及びその他の職員等に対する訓練
 - (3) 整備（性能確認飛行）
 - (4) 校友会活動
 - (5) その他防衛大学校長（以下「学校長」という。）が特に必要と認めた場合
- （使用責任者）

第4条 滑空機を使用する場合の使用責任者は、次の号に定めるとおりとする。

- (1) 本科学生に対する訓練における使用責任者は、航空要員訓練主任教官又は訓練部長が示す者とする。
- (2) 操縦講習及びその他の職員等に対する訓練における使用責任者は、訓練部長又は訓練部長が示す者とする。
- (3) 整備（性能確認飛行）における使用責任者は、訓練課長とする。
- (4) 校友会活動における使用責任者は、当該活動を行う校友会の部長とする。
- (5) その他学校長が特に必要と認めた場合の使用責任者は、当該活動のために滑空機の使用について申請を行った者とする。

（運航監督）

第5条 使用責任者は、滑空機を運航させる場合には、自ら運航監督者となり、運航を監督しなければならない。ただし、自ら運航監督を実施できない場合には、代理者を指定するものとする。

2 運航監督者は、滑空機を運航している間、当該運航に係る全ての者を指揮し、飛行の可否の決定、使用滑走路の指定、搭乗者の指名、飛行課目の指定、出発の統制等を実施するものとする。

(教官操縦士及び指導員)

第6条 校友会活動を除き、教官操縦士でなければ操縦講習の監督を行つてはならず、検定操縦士でなければ操縦講習の検定を行つてはならない。

2 校友会活動の場合は、次の各号の一に該当する者（以下「指導員」という。）でなければ操縦練習の監督を行つてはならない。

(1) 法第34条第2項に規定する教育証明を有する自衛隊員（ただし、本科学生を除く。）

(2) 航空機の使用及び搭乗に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第2号。以下「使用・搭乗訓令」という。）第6条第4号の規定に基づき、防衛大臣の承認を受けるとともに学校長に委嘱された部外者

3 学校長は、前項第2号に規定する部外者には、1年の期限を定めて委嘱証（別紙様式第1）を発行する。

(搭乗)

第7条 使用責任者又は運航監督者は、職務上必要がある場合には、滑空機に搭乗することができる。

2 使用責任者は、使用・搭乗訓令第2条第8号に規定する航空従事者を機長として乗り組ませなければならない。ただし、校友会活動の場合は次の各号の一に該当する者を滑空機に乗り組ませるものとする。

(1) 前条第2項に規定する指導員

(2) 操縦練習を行う者（以下「練習生」という。指導員の監督の下に限る。）

(3) 航空法技能証明を有する者

3 使用責任者は、次の各号の一に該当する者を滑空機に同乗させることができる。

(1) 本科学生又は職員等に対する訓練における訓練参加者、支援要員及び視察者。

(2) 滑空機及び曳航用ウインチの整備に係る者。ただし、滑空機及び曳航用ウインチの整備及び管理の業務中に限る。

(3) 校友会グライダー部に所属する自衛隊員。ただし、校友会活動時に限る。

(4) その他学校長が必要と認めた者

(機長)

第8条 運航監督者は、滑空機を出発させる場合には、次の各号に定めるところに

より機長を命ずるものとする。

- (1) 乗組む者が1人の場合 当該搭乗者
- (2) 乗組む者が2人の場合 原則として前席搭乗者、ただし、前席に操縦練習を行う者、操縦講習を受ける隊員（G操縦士を除く。）又は第13条に規定する技量確認を必要とする者若しくは同乗者が搭乗している場合はG操縦士の資格（校友会活動の場合は航空法技能証明）を有する後席搭乗者（搭乗者に対する説明等）

第9条 機長は、出発前、乗組員に対して航行の安全のために必要な事項について、指示及び説明を行わなければならない。

2 機長は、出発前、同乗者に対して次に掲げる事項のうち必要なものについて説明又は確認を行わなければならない。

- (1) 機長の氏名
- (2) 航行の概要（曳航方式、飛行課目、着陸要領等）
- (3) 気象状況
- (4) 重量・重心位置及び必要なバラストの重量
- (5) 安全ベルトの装着及び解放要領を含む緊急時の処置
- (6) 操縦装置の可動範囲及び手足の保持位置（操縦装置への身体の接触防止）
- (7) 風防の開閉要領
- (8) 持込品の処置要領
- (9) 航空病の場合の処置
- (10) 禁止事項
- (11) その他機長が必要とする事項（確認飛行）

第10条 確認飛行は、G操縦士が乗り組んで実施するものとする。ただし、校友会活動の場合は、航空法技能証明を有する者が乗り組んで実施するものとする（本科学生を除く。）。

（性能確認飛行）

第11条 性能確認飛行は、G操縦士が乗り組んで実施するものとする。

（操縦練習）

第12条 滑空機の操縦練習は、指導員による監督の下、実施しなければならない。

（技量確認）

第13条 滑空機による飛行を行おうとする日からさかのぼって6か月間において3

回以上の離陸及び着陸の実績を有さないG操縦士は、技量確認を受けなければならない。

- 2 技量確認を受けたG操縦士は、滑空機の操縦に必要な技量を有すると認められなければならない。機長として滑空機に乗り組んではならない。当該技量確認において技量を認められた場合、当該日において3回の離陸及び着陸を行ったものとする。
- 3 技量確認は、後席の操縦について実施することを基準とする。前席で技量確認を受けた場合は、後席での技量確認を受けて技量が認められるまでの間、後席での機長としての操縦を行ってはならない。
- 4 技量確認は、検定操縦士及び教官操縦士の資格に関する達（平成23年防衛大学校達第10号）に掲げる教官操縦士が前席又は後席に乗り組んで評価を行う。
- 5 校友会活動における飛行経歴に基づく機長としての操縦及び操縦教育の監督は、航空法及び同法関連規則・通達類の定めるところによる。

（単独飛行）

第14条 滑空機の単独飛行は、次の各号に掲げる事項に関して訓練部長が定める基準に該当し、かつ、運航監督者が許可した場合でなければならない。

- (1) 気象条件
- (2) 単独飛行の実施要領
- (3) 単独飛行の許可基準

（飛行空域）

第15条 滑空機の飛行を行う場合は、高度3,000メートル以下の飛行空域を設定するものとする。

（飛行制限）

第16条 滑空機は、編隊飛行及び夜間飛行を実施してはならない。

- 2 滑空機は、やむを得ない場合のほか、人家、学校等の上空を高度100メートル以下で旋回してはならない。
- 3 滑空機は、緊急やむを得ない場合を除き、離着陸場以外に着陸をしてはならない。
- 4 滑空機は、離着陸場から滑空可能距離以上離れて航行してはならない。
- 5 曲技飛行は、法第91条の規定によるほか、運航監督者が必要と認める場合を除き、実施してはならない。

（気象制限）

第17条 滑空機の飛行は、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第5条で定

める有視界気象状態でなければ、行つてはならない。

(異常事態)

第18条 機長は、次の各号にかかげる異常な事態が発生した場合には、速やかに着陸し、もしくは離陸を中止し、運航監督者に報告しなければならない。

- (1) 曳航索の切断
- (2) 機体の破損
- (3) 異常気象
- (4) 他の航空機との衝突又は異常接近のおそれがあつたと認められる場合
- (5) その他の異常事態

2 機長（機長が報告できない場合は運航監督者）は、前項第4号に規定する事態（以下「重大インシデント」という。）と認めた場合、直ちにその内容を重大インシデント報告書（別紙様式第2）により学校長（訓練部長気付）に報告するものとする。

3 運航監督者は異常事態に対する対策が講じられない間は飛行を再開してはならない。

(飛行規律)

第19条 操縦者は、定められた滑空機の飛行課目の範囲を理由なく逸脱してはならない。

(禁止事項)

第20条 滑空機からの物件の投下（索切れ等緊急時を除く。）、落下傘による降下（緊急脱出を除く。）、滑空機による物件のえい航及び爆発物等の輸送は実施してはならない。

2 滑空機の飛行中における緊急状態（索切れ、操縦装置の故障等）に応ずる措置に関する練習は、同乗者がある場合には行つてはならない。

(安全ベルトの着用)

第21条 滑空機の搭乗者は、飛行の間、安全ベルトを着用しなければならない。

(無線電話)

第22条 滑空機を運航する場合には、地上及び他の滑空機と通信可能な無線電話を搭載しなければならない。

(記録)

第23条 訓練部長は、滑空機の運航の状況その他必要事項を記録する簿冊の様式を定め、備え付けるものとする。

(事故発生時の処置等)

第24条 滑空機を運航中、人員を死傷又は滑空機を滅失・き損した場合には、安全管理に関する達(昭和46年防衛大学校達第4号)第12条、第13条及び第15条に規定する処置及び航空事故の調査及び報告に関する達(平成23年防衛大学校達第号)に規定する処置をとるものとする。

(発航承認)

第25条 校友会活動を除き、滑空機は発航承認を受けなければ発航してはならない。

2 滑空機の発航の計画に対して発航承認を与えることができる者は、運航監督者とする。

3 発航承認は、当該発航の計画が次の各号に定める条件を満たすことを点検し、かつ、安全に飛行できると認めた場合に飛行の計画を記載した書類に署名することにより行う。

(1) 発航計画書は、必要事項が記載されていること。

(2) 第17条に規定する気象条件を満たしていること。

(3) 操縦者の資格及び滑空機の装備が適当であること。

(4) 操縦者が、所要の航空情報を承知していること。

4 発航承認権者は、発航承認を要求された場合において、安全に飛行することができないと予想されるときは、当該発航計画に発航承認を与えてはならない。

(飛行規程)

第26条 次の各号に掲げる事項に関する規程(以下「飛行規程」という。)は別途、機種毎に定めるものとする。

(1) 滑空機の概要

(2) 滑空機の限界事項

(3) 非常の場合にとらなければならない各種装置の操作その他の措置

(4) 通常の場合における各種装置の操作方法

(5) 滑空機の性能

(委任規定)

第27条 この達に定めるもののほか、滑空機の飛行運用に関して必要な事項は、訓練部長が定めるものとする。

附 則

1 この達は、平成23年4月1日から施行する。

2 航空機の使用等に関する達(昭和53年防衛大学校達第5号)における滑空機に

関する規定は、本達が優先するものとする。

3 防衛大学校における専決及び代決に関する達（平成5年防衛大学校達第9号）の一部を次のように改正する。

別紙第1 訓練部長専決事項訓練課所掌事務の項に次の1号を加える。

(8) 滑空機の運航及び搭乗に関する達（平成23年防衛大学校達第7号）第26条の飛行規程に関すること。

別紙様式第 1 (第 6 条関係)

委 嘱 証

防衛大学校滑空機指導員委嘱証

殿

貴殿を、下記の期間滑空機指導員に委嘱する。 5センチメートル

記

期間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

平成 年 月 日

防衛大学校長 ○○ ○○ 印

8センチメートル

重大インシデント報告

年 月 日

報告者 所 属 :

階級等/氏名 : /

- 1 機長 (所属/階級等/氏名) : / /
- 2 発 生 日 (時) 等 : 年 月 日 () UTC・LOCAL
- 3 発 生 場 所 :
- 4 航空機
- (1) 自機
- ア 所 属 : 防衛省防衛大学校
- イ 登 録 記 号 : 防大一
- ウ 無 線 呼 出 符 号 :
- エ 形 式 :
- オ 使用責任者 (階級等/氏名) : /
- カ 離 着 陸 の 別 : 離陸・着陸・その他 ()
- キ 飛 行 形 態 : VFR
- ク 飛 行 目 的 :
- (2) 相手機
- ア 国 籍 :
- イ 登 録 記 号 :
- ウ 無 線 呼 出 符 号 :
- エ 形 式 :
- オ 離 着 陸 の 別 : 離陸・着陸・その他 ()
- カ 飛 行 形 態 : IFR・VFR
- 5 運航者 (搭乗者階級等/氏名) :
- 前席 / 後席 /
- 6 出発地/到着地 : 出発地 : / 到着地 :
- 7 概 要 :
- 8 人の死傷又は物件の損傷 :
- 9 機体の損傷等 :
- 10 その他参考事項 :